

2025 年 5 月 30 日

経済法令研究会

**『銀行業務検定試験 公式テキスト 税務 3 級 2024 年度受験用』
追加情報**

標記書籍におきまして、追加情報として下記のとおりお知らせいたします。

この追加情報は、『公式テキスト 税務 3 級 2024 年度受験用』をお持ちの方が、2025 年 6 月以降に銀行業務検定試験「CBT 税務 3 級」を受験する際の一助となるよう、2025 年度税制改正のポイントについて、お知らせするものです。

記

【所得税】

◆ 基礎控除の見直し

所得税額の計算をする場合に、総所得金額などから差し引くことができる控除の 1 つである基礎控除について、次のとおり、合計所得金額に応じて、基礎控除額が改正された。

本人の合計所得金額	改正前	改正後	
		令和 7 年分 ・令和 8 年分	令和 9 年分 以後
132 万円以下	48 万円	95 万円	
132 万円超 336 万円以下		88 万円	58 万円
336 万円超 489 万円以下		68 万円	
489 万円超 655 万円以下		63 万円	
655 円超 2,350 万円以下		58 万円	
2,350 万円超 2,400 万円以下		48 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円	32 万円	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円	16 万円	16 万円
2,500 万円超	0 円	0 円	0 円

◆ 給与所得控除の見直し

給与所得の金額を計算する際に、給与等の収入金額から差し引くことのできる給与所得控除額について、55 万円の最低保障額が 65 万円に引き上げられた。なお、給与等の収入金額 850 万円超に対する給与所得控除額 195 万円（上限額）について変更はない。

◆ 扶養親族等の所得要件の改正

上記の基礎控除の改正に伴い、納税者に一定の扶養親族となる人がいる場合に受けることのできる所得控除である扶養控除について、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正された。

対象となる扶養親族等	所得要件	
	改正前	改正後
扶養親族および同一生計配偶者	合計所得金額 48 万円以下	合計所得金額 58 万円以下
ひとり親の生計を一にする子	総所得金額等 48 万円以下	総所得金額等 58 万円以下
勤労学生	合計所得金額 75 万円以下	合計所得金額 85 万円以下

◆ 特定親族特別控除の創設

控除対象扶養親族のうち、年齢 19 歳以上 23 歳未満の特定扶養親族に対しては、合計所得金額が 58 万円以下（上記参照）など一定の要件を満たす場合、63 万円の扶養控除（特定扶養控除）を受けることができる。

これに関して、居住者が特定親族（注）を有する場合には、その居住者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じて最高 63 万円を控除する特定親族特別控除が創設された。

すなわち、親族等の合計所得金額が 85 万円までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除を受けられ、また、親族等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合でも親等が受けられる控除の額が段階的に逓減し、合計所得金額が 123 万円を超えると消失する仕組みとなる。

（注）「特定親族」とは、居住者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与の支払いを受ける人および白色事業専従者を除く）で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の者をいう。なお、親族には、いわゆる里子を含む。

◆ 子育て支援に関する政策税制

- ・住宅ローン控除について、子育て世帯等に対し、借入限度額を、認定住宅は 5,000 万円、ZEH水準省エネ住宅は 4,500 万円、省エネ基準適合住宅は 4,000 万円へと上乗せする措置が 1 年間延長される。床面積要件を緩和する特例措置の対象についても、1 年間延長される。
- ・子育て世帯等が、持ち家に「子育て対応改修工事」をしたときに、一定の要件の下で、一定の金額を所得税から控除できる特例措置が、1 年間の措置として延長される。
- ・生命保険料控除における新生命保険料に係る一般生命保険料控除について、1 年間の措置として、居住者が年齢 23 歳未満の扶養親族を有する場合には、令和 8

年分における控除額が最高 6 万円（改正前：最高 4 万円）に引き上げられる。

◆ 確定拠出年金制度等の見直し

確定拠出年金法等の改正を前提に、確定拠出年金制度等について見直し（企業型確定拠出年金（DC）の拠出限度額の引上げ等）が行われた後も、改正前の税制上の措置が適用される。

【相続税・贈与税】

◆ 事業承継税制における役員就任要件等の見直し

法人版事業承継税制の特例措置を受けるための後継者要件のうち「役員就任要件」が緩和され、改正後は「贈与の直前において会社の役員であること」（注）とされる。

なお、個人版事業承継税制についても、同様の見直しが行われた。

（注）改正前は「贈与の日まで引き続き 3 年以上継続して会社の役員であること」とされていた。

◆ 結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の適用期限が、令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長される。

【法人税】

◆ 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長等

資本金 1 億円以下の中小企業者等にかかる法人税率に関し、所得の金額が年 10 億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年 800 万円以下の金額に適用される税率を 17%（改正前：15%）に引き上げる等の見直しを行ったうえで、適用期限が令和 9 年まで 2 年延長される。

区分		所得金額	改正前	改正後	令和 9 年 4 月 1 日 以後開始 事業年度
			令和 6 年 4 月 1 日以 後開 始 事 業年度	令和 7 年 4 月 1 日以 後開 始 事 業年度	
資本金 1 億 円以下の普 通法人 (注 1)	所得金額の うち年 800 万円以下の 部分	年 10 億円以下	15%	15%	19%
		年 10 億円超		17%	
		適用除外事業 者 (注 2)	19%	19%	19%
	年 800 万円超の部分		23.2%	23.2%	23.2%
上記以外の普通法人			23.2%	23.2%	23.2%

（注 1）大法人（資本金 5 億円以上の法人等）との間にその大法人による完全支配関係がある法人等を除く。

（注 2）その事業年度開始の日前 3 年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が 15 億円を超える法人等をいう。

◆ 中小企業向け設備投資減税の延長等

- ・ 中小企業投資促進税制について、一部見直しとともに、適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長される。
- ・ 中小企業経営強化税制について、一部見直しとともに、適用期限が令和 9 年 3 月 31 日まで 2 年延長される。また、売上高 100 億円超を目指す企業を対象とした「B 類型の拡充版」が新設された。

◆ 防衛特別法人税（仮称）の創設

法人税について、課税標準となる法人税額（500 万円を控除）に対し、税率 4% の新たな付加税として、防衛特別法人税（仮称）が課されることとなる。令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

以上